岩手県知事 殿

東北農政局長

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の一部改正について

このことについて、別添写しのとおり令和6年4月1日付け5農振第3283号をもって農林水産事務次官から通知があったので、御了知願います。

5 農振第 3283 号 令和6年4月1日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の一部改正について

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱(平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知)の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本要綱の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本要綱の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

○ 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱(平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知) 一部改正新旧対照表(案)

(下線部分は改正部分)

改 正 後					改正前						
別 表 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の対象とする事業					別 表 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の対象とする事業						
名 称	事業要綱等	年月日	番号	通知者	名 称	事業要綱等	年月日	番号	通知者		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
農業競争力強化 農地整備事業の うち農業競争力 強化農地整備事 業実施要綱第2 の1及び3に掲 げる事業並びに 第2の5に掲げ る事業のうち土 地改良法に基づ く事業	(略)	(略)	(略)	(略)	農業競争力強化 農地整備事業の うち農業競争力 強化農地整備事 業実施要綱第2 の1及び3に掲 げる事業	(略)	(明各)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	国営造成施設管理 体制整備促進事業 (管理体制整備 型)	国営造成施設管 理体制整備促進 事業実施要綱	<u>昭和 60 年 4</u> 月 26 日	60構改 D 第 302号	農林水産事務 次官		
水利施設管理強化 事業実施要綱第2 の1に掲げる事業	水利施設管理強 化事業実施要綱	<u>令和3年3</u> 月29日	2農振第3534 <u>号</u>	<u>農林水産事務</u> <u>次官</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					_					

附則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。